

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛媛県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (令和2年4月1日現在で有効なもの)			
								有			無	有			無
								条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	現在の状況
						13	10	6				20			
38	201	松山市	市民生活課	1	2	1	1	松山市男女共同参画推進条例	平成15年7月4日	平成15年9月4日		第3次松山市男女共同参画基本計画	平成29年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
38	202	今治市	人権啓発室	1	2	1	1	今治市男女共同参画推進条例	平成18年6月30日	平成18年6月30日		今治市男女共同参画計画～いきいきひとプラン～	令和2年4月1日 ~ 令和12年3月31日	1	
38	203	宇和島市	企画情報課	1	2	1	1	宇和島市男女共同参画推進条例	平成18年10月4日	平成18年10月4日		第3次宇和島市男女共同参画基本計画	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日	1	
38	204	八幡浜市	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次八幡浜市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和9年3月31日	1	
38	205	新居浜市	男女共同参画課	1	1	1	1	新居浜市男女共同参画推進条例	平成15年7月1日	平成15年10月1日		第2次新居浜市男女共同参画計画	平成23年4月1日 ~ 令和3年3月31日	0	
38	206	西条市	総務課	1	2	1	1				0	第2次西条市男女共同参画計画 わたしを活かす・地域をいかに	平成28年4月1日 ~ 令和8年3月31日	1	
38	207	大洲市	企画情報課	1	2	1	1	大洲市男女共同参画推進条例	平成17年1月11日	平成17年1月11日		第2次大洲市男女共同参画推進計画	平成29年4月1日 ~ 令和9年3月31日	1	
38	210	伊予市	市民協働推進室	1	2	0	0				0	第2次伊予市男女共同参画基本計画	平成29年4月1日 ~ 令和9年3月31日	1	
38	213	四国中央市	地域振興課	1	2	1	1				3	第2次四国中央市男女共同参画計画	平成27年4月1日 ~ 令和7年3月31日	1	
38	214	西予市	人権啓発課	1	2	1	0				0	第2次西予市男女共同参画基本計画	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日	1	
38	215	東温市	総務課	1	2	1	0				0	第2次東温市男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 令和8年3月31日	1	
38	356	上島町	住民課	1	2	0	0				0	上島町男女共同参画推進計画	平成23年4月1日 ~ 令和3年3月31日	0	
38	386	久万高原町	総務課	1	2	1	1				0	久万高原町男女共同参画推進計画	平成23年4月1日 ~ 令和3年3月31日	0	
38	401	松前町	総務課	1	2	0	0				0	第2次男女共同参画計画・まさき	平成26年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1	
38	402	砥部町	企画政策課	1	2	1	1				0	砥部町男女共同参画計画	平成23年4月1日 ~ 令和3年3月31日	0	
38	422	内子町	総務課	1	2	0	0				0	第3次内子町男女共同参画基本計画	令和2年4月1日 ~ 令和12年3月31日	0	
38	442	伊方町	総務管理室	1	2	0	0				0	第2次伊方町男女共同参画基本計画	令和2年4月1日 ~ 令和12年4月1日	1	
38	484	松野町	ふるさと創生課	1	2	0	0				0	第2次森の国まつりの男女共同参画基本計画	令和元年11月1日 ~ 令和6年3月31日	1	
38	488	鬼北町	企画振興課	1	2	0	0	鬼北町男女共同参画推進条例	平成19年3月20日	平成19年3月20日		第3次鬼北町男女共同参画基本計画	平成31年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
38	506	愛南町	企画財政課	1	2	1	0				0	第2次愛南町男女共同参画推進計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 令和3年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和3年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						1	1	0	2	0	0	2	0	
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	コムズ	790-0003	松山市三番町六丁目4番地20	089-943-5777	089-943-0460	https://www.coms.or.jp/coms		○		○			○	
38	202	今治市															
38	203	宇和島市															
38	204	八幡浜市															
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	新居浜ウイメンズプラザ	792-0811	新居浜市庄内町四丁目4番19号	0897-37-1700	0897-37-1152	https://www.niihama.or.jp/03/	○			○			○	
38	206	西条市															
38	207	大洲市															
38	210	伊予市															
38	213	四国中央市															
38	214	西予市															
38	215	東温市															
38	356	上島町															
38	386	久万高原町															
38	401	松前町															
38	402	砥部町															
38	422	内子町															
38	442	伊方町															
38	484	松野町															
38	488	鬼北町															
38	506	愛南町															

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1		11	0	0.0	14	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	3,365	234	7.0
38	201	松山市			1	0	0.0	2	0	0.0							883	99	11.2
38	202	今治市			1	0	0.0	1	0	0.0							27	0	0.0
38	203	宇和島市			1	0	0.0	1	0	0.0							506	23	4.5
38	204	八幡浜市			1	0	0.0	1	0	0.0							94	4	4.3
38	205	新居浜市	平成12年8月5日	男女共同参画都市宣言 女(ひと)と男(ひと)ともにいきいき新居浜宣言	2	1	0.0	2	0	0.0							300	25	8.3
38	206	西条市			1	0	0.0	2	0	0.0							533	32	6.0
38	207	大洲市			1	0	0.0	1	0	0.0							33	1	3.0
38	210	伊予市			1	0	0.0	1	0	0.0							50	1	2.0
38	213	四国中央市			1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
38	214	西予市			1	0	0.0	1	0	0.0							437	30	6.9
38	215	東温市			1	0	0.0	1	0	0.0							35	1	2.9
38	356	上島町									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
38	386	久万高原町									1	0	0.0	1	0	0.0	210	15	7.1
38	401	松前町									1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
38	402	砥部町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	1	1.7
38	422	内子町									1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
38	442	伊方町									1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
38	484	松野町									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
38	488	鬼北町									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
38	506	愛南町									1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(内数)市町村防災会議(委員のみ)			(内数)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等における登用状況	その他
		合計(広域を含む)			896	721	14,069	3,911	27.8				610	529	10,161	2,792	27.5	111	59	799	95	11.9	461	34	7.4	478	34	7.1						
		小計(広域を除く)								608	528	10,110	2,779	27.5	110	59	795	95	11.9															
38	201	松山市	40	令和5年3月	56	55	1,390	550	39.6	地方自治法第180条の5に規定される行政委員会 地方自治法第138条の4第3項に規定された付属機関(法律または条例に定めるところにより設置されたもの)	48	48	1,302	531	40.8	6	6	76	11	14.5	51	4	7.8	51	4	7.8	1		1		1			
38	202	今治市	40	令和12年3月	62	57	1,033	320	31.0	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等	56	54	990	316	31.9	6	3	43	4	9.3	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1			
38	203	宇和島市	35	令和10年3月	59	41	924	206	22.3	要綱等により設置されている懇談会、会議等	33	28	679	155	22.8	6	3	41	5	12.2	25	0	0.0	26	0	0.0	1		1		1			
38	204	八幡浜市	30	令和3年3月	70	59	1,106	317	28.7	地方自治法第202条の3及び市の条例・規定に基づく審議会 法律又は条例に基づき設置されている付属機関及び規則、要綱等に基づいて設置されるもの。ただし、3年以上休止、廃止、職員のみで構成される場合は除く。	33	30	431	107	24.8	6	3	35	4	11.4	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1			
38	205	新居浜市	50	令和3年3月	117	98	2,504	721	28.8	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等及び地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等並びにそれ以外の審議会等	44	36	910	240	26.4	6	4	36	5	13.9	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1			
38	206	西条市	25	令和7年3月	59	41	905	216	23.9	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(自治法180条の5) 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	35	25	576	135	23.4	6	4	42	6	14.3	36	2	5.6	37	2	5.4	1		1		1			
38	207	大洲市	30	令和9年3月	84	66	1,322	290	21.9	1 法律又は政令により設置されている審議会及び条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等 2 地方自治法180条の5と同法202条の3に基づく審議会のほか、市の規則や要綱等で定められている審議会	43	40	839	182	21.7	6	2	37	6	16.2	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1			
38	210	伊予市	35	令和9年3月	68	42	790	181	22.9	法律又は政令により設置されている審議会及び条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	34	27	417	88	21.1	6	3	35	5	14.3	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1			
38	213	四国中央市	35	令和7年3月	69	59	1,018	292	28.7	地方自治法180条の5と同法202条の3に基づく審議会のほか、市の規則や要綱等で定められている審議会	46	41	689	180	26.1	6	3	67	4	6.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1			
38	214	西条市	35	令和8年3月	69	59	1,018	292	28.7	全審議会	31	26	683	178	26.1	6	3	57	5	8.8	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1			
38	215	東温市	50	令和8年3月	47	35	589	208	35.3	全審議会	16	13	186	65	34.9	6	2	35	2	5.7	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1			
38	356	上島町	35	令和3年3月	25	18	274	64	23.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等	19	14	191	40	20.9	5	2	22	3	13.6	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1			
38	386	久万高原町	35	令和3年3月	25	18	274	64	23.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等	20	16	227	62	27.3	5	2	47	2	4.3	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1			
38	401	松前町	50	令和6年3月	28	24	278	72	25.9	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、同法第180条の5に該当する委員会等、その他の審議会	23	21	271	68	25.1	5	3	27	4	14.8	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1			
38	402	砥部町	40	令和3年3月	33	27	324	88	27.2	法令または条例により設置されている審議会等	30	24	294	80	27.2	5	2	32	4	12.5	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1			
38	422	内子町	30	令和6年3月	32	30	450	110	24.4	地方自治法第202条の3	31	29	450	110	24.4	5	3	30	5	16.7	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1			
38	442	伊方町	35	令和7年3月	26	20	301	76	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	20	18	273	72	26.4	5	2	28	4	14.3	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1			
38	484	松野町	30	令和5年	33	26	356	68	19.1	条例、規則、要綱により設置されている審議会等。 法律により設置されている委員会等。	17	14	183	32	17.5	5	4	30	6	20.0							1		1		1			
38	488	鬼北町	35	令和5年3月	15	10	222	41	18.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	11	236	47	19.9	5	3	27	4	14.8	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1			
38	506	愛南町	40	令和3年3月	13	13	283	91	32.2	地方自治法第202条の3の規定により設置されている審議会等。	13	13	283	91	32.2	4	2	48	6	12.5	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1			

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査時点 コード	その他						
		うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職																
		管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)			係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)
		管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)			係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)
		1,083	80	7.4	803	44	5.5	137	6	4.4	104	5	4.8	144	7	4.9	115	6	5.2	802	67	8.4	584	33	5.7	1,781	459	25.8	1,168	171	14.6	3,267	1,091	33.4	1,925	451	23.4		
38 201	松山市	218	18	8.3	164	7	4.3	21	0	0.0	18	0	0.0	61	3	4.9	49	2	4.1	136	15	11.0	97	5	5.2	214	36	16.8	140	13	9.3	905	172	19.0	570	91	16.0	1	
38 202	今治市	88	2	2.3	73	2	2.7	11	1	9.1	10	1	10.0	14	0	0.0	11	0	0.0	63	1	1.6	52	1	1.9	275	36	13.1	202	15	7.4	313	72	23.0	209	41	19.6	1	
38 203	宇和島市	103	9	8.7	43	1	2.3	16	1	6.3	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	87	8	9.2	35	1	2.9	124	47	37.9	64	3	4.7	151	60	39.7	75	14	18.7	1	
38 204	八幡浜市	37	3	8.1	25	2	8.0	9	1	11.1	4	1	25.0	0	0	0	0	0	0	28	2	7.1	21	1	4.8	104	35	33.7	62	12	19.4	124	53	42.7	66	15	22.7	1	
38 205	新居浜市	95	4	4.2	74	4	5.4	11	1	9.1	9	1	11.1	42	2	4.8	32	2	6.3	42	1	2.4	33	1	3.0	185	56	30.3	106	31	29.2	153	44	28.8	105	38	36.2	1	
38 206	西条市	101	5	5.0	85	5	5.9	16	0	0.0	14	0	0.0	23	2	8.7	20	2	10.0	62	3	4.8	51	3	5.9	56	6	10.7	40	1	2.5	184	41	22.3	117	18	15.4	1	
38 207	大洲市	54	2	3.7	45	0	0.0	11	0	0.0	10	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	41	2	4.9	33	0	0.0	62	9	14.5	48	4	8.3	254	115	45.3	131	32	24.4	1	
38 210	伊予市	28	3	10.7	23	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	23	3	13.0	18	0	0.0	54	27	50.0	34	11	32.4	98	36	36.7	63	13	20.6	1	
38 213	四国中央市	63	7	11.1	47	6	12.8	11	2	18.2	9	2	22.2	1	0	0.0	0	0	0	51	5	9.8	38	4	10.5	189	49	25.9	113	17	15.0	275	118	42.9	158	59	37.3	1	
38 214	西予市	73	10	13.7	49	4	8.2	17	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	56	10	17.9	39	4	10.3	101	23	22.8	65	7	10.8	284	156	54.9	105	27	25.7	1	
38 215	東温市	32	6	18.8	23	3	13.0	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	26	6	23.1	18	3	16.7	42	11	26.2	27	4	14.8	60	22	36.7	34	6	17.6	1	
38 356	上島町	26	0	0.0	19	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0.0	19	0	0.0	29	5	17.2	19	1	5.3	49	21	42.9	23	9	39.1	1	
38 386	久万高原町	22	2	9.1	13	1	7.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	2	9.1	13	1	7.7	44	13	29.5	29	5	17.2	82	43	52.4	53	26	49.1	1	
38 401	松前町	19	1	5.3	14	1	7.1	4	0	0.0	3	0	0.0							15	1	6.7	11	1	9.1	26	12	46.2	16	6	37.5	40	14	35.0	22	6	27.3	1	
38 402	砥部町	16	0	0.0	14	0	0.0													16	0	0.0	14	0	0.0	30	10	33.3	19	2	10.5	43	21	48.8	26	10	38.5	1	
38 422	内子町	25	0	0.0	24	0	0.0													25	0	0.0	24	0	0.0	30	10	33.3	24	5	20.8	59	15	25.4	50	10	20.0	1	
38 442	伊方町	14	0	0.0	13	0	0.0													14	0	0.0	13	0	0.0	47	11	23.4	38	2	5.3	36	14	38.9	28	7	25.0	1	
38 484	松野町	12	1	8.3	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	8.3	10	1	10.0	14	6	42.9	10	2	20.0	25	16	64.0	15	7	46.7	1	
38 488	鬼北町	16	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0.0	14	0	0.0	24	10	41.7	24	10	41.7	33	11	33.3	31	9	29.0	1	
38 506	愛南町	41	7	17.1	31	7	22.6													41	7	17.1	31	7	22.6	131	47	35.9	88	20	22.7	99	47	47.5	44	13	29.5	1	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

愛媛県

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										類	種	点	そ	他
市区町村	議会名	期12-1 議員の出発を欠席事由として 明記した規定(産休を含む) があるか、1~4のうちいずれか一つを選択してください。	期12-2 期12-1で、1.を選択した場合 「欠席事由として明記した規定はいつ前定されましたか。1~2のうちいずれか一つを選択してください。」	期12-3 期12-1で、1.を選択した場合 「欠席事由として明記した規定はいつ前定されましたか。1~2のうちいずれか一つを選択してください。」	期12-4 期12-1で、1.を選択した場合 「欠席事由として明記した規定はいつ前定されましたか。1~2のうちいずれか一つを選択してください。」	期12-5 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のうちいずれか一つを○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	期12-6 期12-5で、1.を選択した場合 規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	期12-7 議会において、産休又は旧姓使用を認めていますか。	期12-8 期12-7で、1.を選択した場合 規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	期12-9 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	期12-10 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されていますか。	期12-11 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されていますか。	期12-12 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあれば記入ください。								
		1の合計	20	1	0	0	1	3	2	2	4	4									
		2の合計	0	19	0	20	6	4	6	6	14	3									
		3の合計	0		20	0	1	1	1	1	0	0									
		4の合計	0				12	12	11	11	2	10									
38 201	松山市	松山市議会	1	2	3	2	2	1	2	2	2	2									
38 202	今治市	今治市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2										
38 203	宇和島市	宇和島市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	1	1									
38 204	八幡浜市	八幡浜市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4									
38 205	新居浜市	新居浜市議会	1	2	3	2	4	4	4	2	4	2	4								
38 206	西条市	西条市議会	1	2	3	2	4	1	1	1	1	1									
38 207	大洲市	大洲市議会	1	2	3	2	2	4	2	2	2	2									
38 210	伊予市	伊予市議会	1	2	3	2	1	1	1	1	1	1									
38 213	西国中央市	西国中央市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	1									
38 214	西予市	西予市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4									
38 215	東温市	東温市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2									
38 256	上島町	上島町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2									
38 386	久万高原町	久万高原町議会	1	2	3	2	2	2	4	2	2	4									

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 議 会 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												項 目			
		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか、1～4のうちいずれか一つを選択してください。	問12-2 問12-1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか、1～2のうちいずれか一つを選択してください。	問12-3 問12-1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか、1～2のうちいずれか一つを選択してください。	問12-4 問12-1で、1.を選択した場合、2.が可能な産前産後の休業期間の範囲について、差額の規定はありますか。	問12-5 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-6 問12-5で、1.を選択した場合規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議会において、連絡又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-8 問12-7で、1.を選択した場合規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-9 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	問12-10 議員の利用することのできる保育施設等に設置または提供されていますか。	問12-11 議員の利用することのできる授乳室等に設置または提供されていますか。	問12-12 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
		1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし					
38 401	松前町 松前町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	1	松前町議会議規則 松前町議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出席及び疾病のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	1
38 402	張部町 張部町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	
38 422	内子町 内子町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	1	
38 442	伊方町 伊方町議会	1	1	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	
38 484	松野町 松野町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	
38 488	鬼北町 鬼北町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	4		4	4	4	1	
38 506	豊南町 豊南町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	